

# 佐賀県緑の少年団連絡協議会 規約

昭和 60 年 10 月 21 日制定  
平成 3 年 7 月 10 日一部改正  
平成 11 年 7 月 8 日一部改正  
平成 15 年 7 月 9 日一部改正  
平成 17 年 7 月 12 日一部改正  
平成 27 年 7 月 2 日一部改正  
平成 28 年 7 月 6 日一部改正  
令和元年 7 月 5 日一部改正  
令和 2 年 6 月 1 日一部改正  
令和 4 年 8 月 12 日一部改正  
令和 5 年 7 月 6 日一部改正

## (目的)

第 1 条 県内の緑の少年団（以下「少年団」という。）における相互の緊密な連携をもとに、少年団の自立的な活動を促進し、健全な育成及び強化を図るため、佐賀県緑の少年団連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第 2 条 協議会は、以下の団体をもって組織する。

- ・少年団
- ・美しい緑の郷土づくり市町推進協議会（以下「市町推進協議会」という。）
- ・佐賀県農林水産部森林整備課（以下「森林整備課」という。）
- ・佐賀県農林事務所（以下「農林事務所」という。）
- ・公益財団法人さが緑の基金（以下「基金」という。）

## (所掌事務)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の所掌事務を行う。

- (1) 少年団との相互の連絡及び協調に関すること。
- (2) 少年団の指導者養成及び研修に関すること。
- (3) 少年団の親睦交流及び情報交換に関すること。
- (4) 少年団に関する諸大会及び研修会への参加に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。

## (役員)

第 4 条 協議会に役員として会長 1 名、副会長 2 名、理事若干名、監事 2 名をおく。

- 2 役員は総会において選任する。ただし、任期の途中において人事異動等により役員が交代となる場合は、総会の手続きを経ることなく、その後任者が役員に選任されたものとする。この場合、事務局から各役員に変更があった旨通知するものとする。
- 3 会長は協議会を代表し、協議会の運営を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長にやむを得ない事情があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は会計事務を監査する。

第5条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 第4条第2項のただし書きにより選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 本会に顧問をおくことが出来る。

(総会)

第7条 総会は第2条の団体をもって構成する。

2 総会は定例会及び臨時会とする。

定例会は年1回、臨時会は必要な都度会長が招集する。

3 定例会及び臨時会の議長は会長がこれにあたる。

4 総会は次の事項について決定する。

(1) 役員の選任

(2) 規約の改正

(3) 予算・決算の承認

(4) その他重要な事項

5 会長は、やむを得ない事情があるときは、書面又は持ち回りの方法により会員の審査及び賛否を求め、会員現在数の過半数の同意をもって協議会の議決に代えることができる。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、理事で構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、議長は会長がこれにあたる。

3 役員会が決議するものは、総会の招集及び総会に付議すべき事項とする。

(入会)

第9条 この協議会に加入しようとする少年団は、所定の申込書を協議会へ提出しなければならない。

(休止)

第10条 少年団員の減少、指導員の不足等により、少年団活動が困難なため、やむを得ず活動を休止する場合は、理由を付して所定の休止届を協議会へ提出しなければならない。

(退会)

第11条 本会を退会しようとする少年団は、理由を付して所定の退会届を協議会へ提出しなければならない。

(経費)

第12条 本会の経費は、助成金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、基金に事務局をおく。

2 事務処理は基金と森林整備課が行う。なお、事務分担は別に定める。

3 事務局には、事務局長1人、その他の職員若干をおく。

4 事務局長、その他の職員は会長が委嘱する。

(その他)

第15条 この規約に定めたもののほか、運営上必要なことは、役員会にはかつて会長が別に定める。

(附則)

この規約は、昭和60年10月21日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成3年7月10日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成11年7月8日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成15年7月9日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成17年7月12日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成27年7月2日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成28年7月6日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、令和元年7月5日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、令和2年6月1日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、令和4年8月12日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、令和5年7月6日から施行する。